

# 師弟芳契の徴

——源空より親鸞へ——

細川行信

曠劫多生ノアヒタニモ

出離ノ強縁シラサリキ

本師源空イマサスハ

コノタヒムナシクスキナマシ

〔『高僧和讃』源空讃・第四首〕

このところ、わが親鸞によって開顯された浄土真宗と、その伝統について研究を進めている。このうち、特に源空と親鸞の師弟をめぐる問題に絞って、私なりの管見をまとめてみたい。

まず、それに関して、かつて金子大榮先生より「宗祖のご生涯を語る場合、その最も重要な事として、誰しも建仁元年、聖人二十九歳の時、吉水の法然上人の門にお入りになり、念仏往生の本願に帰したことを強調いたしますが、それと共に、その後四年をへた三十三歳の『選択集』付属と真影図画について、もっと重視しなければならぬ」と申されたことを、想起せずにはおれない。

このことは、それより少し前、すなわち昭和三十四年の安居において、恩師・名畑應順先生が「顯浄土方便化身土

文類」を講義された時、都講をつとめさせていただき、そのおり「三願転入」「時機と教法」「元仁元年の紀年」について研鑽する機会を与えられたので、先学の論考を参照しながら後序の文に注目し、わが親鸞聖人像を描いていた。こうした折だけに、金子先生の示唆は、師弟の相承を語る大事な指摘として受けとめたことである。かくて、あらたに典籍の上より宗祖親鸞を字んでいる時、ちょうど高田本山での研修の終わるころ、その法宝物を拝観中、たまたま親鸞真蹟の「浄肉文」の紙背に、同筆で「行者宿報設女犯 我成玉女身被犯 一生之間能莊嚴 臨終引導生極楽」の四句の偈、すなわち「六角堂夢想偈文」の書かれてあったことを知り、この四句の偈文を載せる『親鸞伝絵』の資料価値が、夢告をめぐる再評価されたことである。また、こうした夢について忘れられないのは、ながくお育てをいただいた正親含英先生から「夢にはし夢にいたむというとき、夢は事実よりも更に深いその人の影を語りあらわすこととなる。とすれば、夢にもその人の人間像があり影がある。御真影さまに詣る」といい慣わしてきた人々の、胸に捧まれてきた親鸞聖人は、夢に語られ伝説となった聖人の影であろう」（『親鸞教学』第三号）として、四句の偈文や『正像末和讃』（文明版）の首にのせる康元二年二月九日の夢告、さらに恵信尼消息に記される寛喜三年の内省の夢など、あきらかにしなければならぬ重要な問題である。これらは、いずれも有難い示教として謝念のほかかない。ここで私は「真宗興隆ノ大祖源空法師」よりの師訓を「愚禿」と名告った親鸞が、如何にその教えに随順してゆかれたかを、のちに「師弟芳契」（『報恩講私記』）と申されるご縁のほどを考察してみたい。

鎌倉末期の元亨二年（一二三二）虎関師鍊によって編纂された『元亨積書』の僧伝中に「大谷寺源空」として、法然房源空の略伝を載せている。それは「慧解」の部に収められ、今その一部を抄出しよう。

釋源空、姓漆氏、作州福崎人也、父時國、母秦氏、父母無子、祈佛神、母夢吞三刺刀、覺語于夫、夫曰、汝其有<sup>ハラムコト</sup>身乎、恐雜染之人矣、因而孕、母不<sup>クラハ</sup>茹<sup>ク</sup>葷腥、長承二年四月七日生、頭圩<sup>クホカニシテカトアリ</sup>而稜、眼黃而光、宗族異<sup>イフクニ</sup>

之……(中略)……郡之菩提寺觀覺聞之、乞爲弟子、性善習學、覺嘆曰、此器兒何可居草澤乎、送與延曆寺源光、光曰、此童駸駸也、非吾朽素之所可羈也、即授功德院皇圓、剃落受戒、時年十五、三替之間、通受台教、又從黑谷叡空、稟密乘及大乘律、凡大藏經律論、佗宗章疏、靡不檢閱……(中略)……又曰、八宗之外涉佛心宗、於九教相相得幽致、晚見信師往生要集、乃棄所業、倡淨土專念之宗、承安四年、出黑谷居洛東吉水、盛說專修及圓頓菩薩大戒、緇白靡然向風……(下略)

すなわち、長承二年(一一三三)四月七日、美作国稻岡庄に生まれ、その顔容は「頭圩而稜、眼黃而光」であったという。九歳の時、父・漆時国は寇害され、菩提寺の観覓がはずかったが、その器量を惜しんで比叡山へ登らせて、持法房源光のところへ送った。源光は、その子の才能を伸すべく、そのころ碩学の誉れたかかった功德院の皇円の下で学ばせた。そして十五歳になり剃髮受戒。三年間で天台の教えに通達し、また黒谷の慈眼房叡空に従って密教と大乘戒律をうけた。かくて、大乘の經・律・論を閲読し、その教義を知悉した後、出でては興福寺の藏俊に自ら理解する唯識について述べ、華嚴の慶雅にも宗義の不審をたずねたという。これに対して二師ともに、源空の学解の深さに驚いたと伝える。かくして、そののち源信の『往生要集』をみて、これまでの所業をすてて専修念仏をとえ、東山吉水で専修念仏と円頓戒を説き、僧俗にわたって帰依を集めたとする。

以上、吉水で専修念仏をひろめられるまでを『元亨釈書』によって要約したが、それは既に源空が建暦二年(一一二二)に入滅されてより、百十年も後の『元亨釈書』を今、最初にあげて、源空の修学をうかがったのは、本書が「天台黒谷沙門」(禿庵文庫蔵『選択集』古写本の撰号)として源空の所屬した天台宗の僧による伝記でもなく、また源空によって開かれた浄土宗の人による資料でもなく、これらに対して、いわゆる第三者の客観的な伝記資料である点より注目した。

而して、ここに知られることは、源空がたくいまれなる慧解の僧であり、専修念仏と円頓戒を説き、ひろく人々に

勧めたという。すなわち、そこには智恵と念仏と持戒の僧としての源空像が語られている。それゆえ、この三点より、『元亨釈書』以前に出来た伝記資料をもとに、先年その生涯と教えについて私見を公刊(『法然―その生涯と教え』)したが、特に伝記については、こんにち最も早い資料として認められる『源空聖人私日記』と『知恩講私記』が、ともに親鸞およびその一流に伝えられていること、そして親鸞の曾孫・覚如房宗昭が正安三年(一三〇一)これまでに出された伝記資料の拾遺として『拾遺古徳伝』九巻を撰集し、浄土立宗の意義と念仏停廃の試練を浮き彫りにすることにより、浄土宗の正意を明らかにし、以て他力真宗の相承を強調した。これについて、『古徳伝』には弘願本『法然聖人絵』にいうごとく、十三歳で登山した小児の顔を見て、源光が「頭くぼくして廉あり、眼黄にして光あり、皆是抜粹聡敏の勝相也」とあるのと同様に記載し、その聡明なるが故に、皇円阿闍梨の下で円宗の奥義をきわめさせた。

ところで、その皇円が後に遠江の桜ヶ池で入水して蛇身に生まれ弥勒の出世を待ったという、かつての師・皇円の志願について、

智恵あるがゆへに生死のいでがたきことを知り道心あるがゆへに仏の出世にあはんことをねがふ。しかりといへども、いまだ浄土の法門をしらざるゆへに、かくのごときの意巧に任するなり。われその時、この法門をたずね得たらましかば、信不信はしらず、教訓し侍しなまし。そのゆへは極楽往生の後は十方の国土こころにまかせて経行し、一切の諸仏おもひにしたがひて供養せん。なんどあながちに穢土にひさしく處することをねがはんやと云云。かの闍梨はるかに慈尊三会の暁を期して五十六億七千萬歳の空をのぞむ。いとたうとく又おろかに侍るものかな(巻二)

とあるが、これは既に『私日記』に記載されるところで、『私日記』には、つづいて大原談義のことを載せる。

もちろん、それは『古徳伝』にも記録されるところである(巻四)が、実は、この皇円が智恵あるが故に道心をおこして、弥勒の下生を待ったのに対して、道心もなく名利になずむ者がどうして、その自ら修めた智恵によって生死を

厭離できようか。自力の教行の我が身に相應しない罪惡生死の凡夫のために往生極樂の念仏道の開かれてあることを、浄土宗を立てた源空を前に、南都北嶺の智者たちが集うて浄土の宗義、念仏の功德、弥陀本願の旨趣を聞いて信伏したことを伝える。

ここに私は、学問の最高をきわめた源空が、罪惡生死の凡夫である「為<sub>レ</sub>極惡最下之人、而説<sub>レ</sub>極善最上之法」(『選択集』一一・讚嘆章)という時機相應の法こそ、勝にして易なる念仏なることをあかし、その一向なる専修念仏を「われ浄土宗をたつる心は、凡夫の報土にむまるることをしめさんがためなり」とて、凡夫入報土の浄土宗を立てられたことは、まさに仏教の分水嶺に当るものとして、前に所感を述べたことがある。<sup>①</sup>

さて、こうした視点に立って源空八十年の生涯を考察する時、『私日記』に源空の入滅について、

三春何節哉、釋尊唱<sub>レ</sub>滅、聖人唱<sub>レ</sub>滅、彼者二月中旬五日也、此者正月下旬五日也、八旬何歳哉、釋尊唱<sub>レ</sub>滅、聖人唱<sub>レ</sub>滅、彼八旬也、此八旬也。<sup>②</sup>

と、仏弟子として釈尊の遺弟たちが悲しんだと同じく、吉水の流れをくむ人たちは、深く涙したことであろう。しかも、そのことは『知恩講私記』が源空を「本師」として本師知識の恩徳讚嘆に貫かれていること、それが弟子親鸞の大谷門徒の一流に伝承されていることは、源空門下のうち、いずれも念仏の源泉を汲みながら、諸義の分流が出てきたことについて、後に蓮如が文明六年(一四七四)に「聖道門にてありし人々の、聖人へまいりて浄土の法門を聴聞し給ふに、うつくしく其理耳にとまらざるによりて、我本宗のころをいまたすてやらすして、かへりてそれを浄土宗にひきいれんとせしによりて其不同これあり」といわれるが、これは既に『西方指南抄』(中末)に、

餘宗ノ人、浄土宗ニソノコ、ロサンアラムモノハ、カナラス本宗ノ意ヲ弃ヘキ也。<sup>④</sup>

とあり、聖道自力の心をすてきらない事に留意したものととして、注目しなければならぬ。

すなわち一念義、多念義、諸行本願義などの諸義に対して、『法水分流記』(一三七八年、静見の編)に信空の白川門

徒と共に親鸞の「大谷門徒 號一向宗」とあげる。これらは源空の没後遺誡に示す「遺弟同法」の門徒というべきで、白川門徒が信空から信瑞へつがれた後、消滅してしまっただけに、あらためて源空より親鸞への師資相承を史料にもとづいて考究しなければならぬ。もっとも、このことは教学史の研究として、『選択集』より『教行証文類』への伝承と己証をめぐって、それを私自身、生涯のテーマとするものであり、これまで極く摘んで述べたごとく、親鸞の大谷門徒の資料なしには、源空の実像が画けないこと、それはまた、弟子親鸞を通して師源空の教えが真実の宗教となつたことを示し、師弟ともども受けられた世間の弾圧を試練に、「令法久住」<sup>⑤</sup>報仏恩のころにおいて、正法が説かれ、それに聞かれたところに師弟の芳契があつたことも、前に『愚禿の聖者』としてまとめてみた。すなわち、その小著には、『教行証文類』の後序に載せる悲しみ二つ、喜び二つについて「抑悲喜之涙」註「由來之縁」という四つのごどもをめぐり、それが、いずれも「真宗興隆大祖」と仰ぐ恩師・源空についての事のみであり、そこには、一切の有尊にさわりなく一切の業繫をつつみ、浄化してやまない選択本願の念仏、その法を伝えるところに「この法の弘通は、人はとゞめむとすとも、法さらにとゞまるべからず」<sup>⑥</sup>と申された配流時の源空の言葉が身にしみて感じられる。すなわち、この承元の専修念仏停廃による念仏者の受難は、『教行証文類』後序に誌された最初の事件である。そこには、当時の「太上天皇」すなわち後鳥羽上皇と、「今上」すなわち後鳥羽院の第一皇子・土御門天皇の時、「主上臣下背法違義成忿結怨」で、源空とその門徒数人を猥しく死罪・流罪に処した。そして、師源空と同じく親鸞もまた遠流に処された事を誌す。このおり死罪は四人、流罪は源空と弟子七人であったが、うち成覚房幸西と善恵房証空は慈円僧正が申し預ったと伝える。したがって、遠流に処せられた弟子五人中の一人として、「余者、已非僧非俗、是故以禿字為姓」ということは、為法不為身として受難に耐えると共に、辺州の人々と共に正法の念仏を身証する縁とされたもので、さらに五年後、師入滅の報せをうけた親鸞は、いかばかり悲しみの涙にくれられたことであろうか。しかし、その悲しみの底から大悲によって生かされ、報恩のころより「自信教人信」することこ

そ師教に随順する弟子の道であった。ここに、親鸞は「賀古の教信沙弥の定なり」(『改邪鈔』)という「愚禿」の実践を通して、人びとに弘法していったが、その中で「親鸞は弟子一人ももたず」(『歎異抄』)「口伝鈔」と自身をかえりみながら、さらには「たとひ牛盗人とはいはるとも、もしは善人、もしは後世者、もしは佛法者とみゆるやうにふるまふべからず」(『改邪鈔』)と自誠して歩まれたと伝える。

かくて、越後から東国への伝道がはじまったが、それは恩師の遺誠をまもって「各住各居」(没後遺誠)して「各閑住」(本在之草庵)「苦可」(祈)「我新生之蓮臺」(同上)と、東国に新天地を求めてのものであったと思われる。こうした中で、また専修念仏者の弾圧が嘉祿三年(一二二七)に行われた。このおり隆寛・空阿・幸西の遠流が決定し、さらに東山大谷の源空の墳墓を山徒があばこうとした。後に日蓮は『念仏無間地獄鈔』に「法然房が墓所をば、仰」(付)「犬神人」(堀)「出」(之)「被」(レ)「流」(三)「鴨河」(一)「畢」と鴨川に流したように伝えるが、実際には、いち早く遺骸は他へ移され、ついで茶毘に付せられたことが知られる。しかし、承元の弾圧をはじめ、建保・貞応・嘉祿・天福・延応とつづく弾圧の中で、特に嘉祿三年の弾圧は、親鸞が法兄としてのむ隆寛の流罪、そして間もなく死去した悲しみの上に、師聖人の墓をあばいて遺骸を川に流そうとする暴挙を耳にしたことは、弟子として堪えがたいことであったに違いない。のちに「某親鸞閉眼せば賀茂河にいれてうほにあたふべし」(『改邪鈔』)と申されたというのも、こうした師の遺骸を鴨川に流すという事と関わるもののように思われる。しかも、この時の弾圧は、もともと隆寛が並檀の堅者・定照が『選択集』を糾弾すべく自信を以て著わした『彈選択』を「汝が僻破のあたらざる事、たとへば暗天の飛礫のごとし」(『法然上人行状絵図』四二)とて論破した『頭選択』が山門の激怒をかって、かかる暴挙にまで発展したものである。当時、五十五歳であった親鸞は、かつて高弁が建暦二年に『摧邪輪』、その翌年に『莊嚴記』を著して、つよく指摘した「撥去菩提心(過失)」と「以(三)聖道門」(譬)「群賊(過失)」の二過を、つねに問題としながら、恩師十三回忌にあたる「元仁元年甲申」すなわち入闕して十年、ここに師徳を偲び深く仏恩を念じつつ、頭真実のため『教行証文類』の撰集に精進

されたものであろう。それにつけても、隆寛と同様に、親鸞が法兄として敬った聖覚が『唯信抄』を著わし、そこに聖道門の人が此の世において即身の証を願ひ、はるかに慈尊の下生を期して五十六億七千万年の暁を待ったのに対して、末法濁世の私どもは、阿弥陀仏の本願を信じ、法蔵比丘が菩提心をおこして成就された名号を称える「念佛ノ要義」を略して述べられ、おわりに「コレヲミム人、サタメテアサケリヲナサムカ、シカレトモ、信謗トモニ因トシテ、ミナマサニ淨土ニムマルヘシ」としめくくられたが、この『唯信抄』の結文は、既に靈伝の『唯信鈔講説』に留意される如く『教行証文類』の文と符合し、特に「信順爲<sup>レ</sup>因<sup>ト</sup>疑謗爲<sup>レ</sup>縁<sup>ト</sup>信樂彰<sup>シ</sup>於<sup>ニ</sup>願力<sup>ニ</sup>妙果顯<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>安養<sup>一</sup>矣」の言葉は、特に世俗権勢の弾圧をうけて、あるべき仏法の立場を示しているようである。

これについて、承元の念仏弾圧を敢行した後鳥羽上皇が十四年後の承久三年（一二二二）北条義時追討に失敗して、かえって北海の隠岐島へ流され、雁書青鳥の便もなく遂に延応元年（一二三九）六十歳、隠岐の西ノ島で亡くなった。その十九年間の隠岐での生活を偲ぶべく、夏期休暇に隠岐を見学した。その島は明治二年の廃仏毀釈によって、ながく遺跡として伝えられた源福寺もなく、古文書類も焼失したという。それゆえ、上皇の火葬塚へまいり、ついで海士町歴史民俗資料館で、在島中に詠まれた「遠島百首」のこころを味わってみた。それは、春夏秋冬の七十首と雑の三十首に分けられるが、私に心ひかれたのは冬の十五首で、四十二歳の時、島に來られて詠われた有名な歌（雑に所収）

我こそは新島守よおきの海の

あらきなみかせ心してふけ

と、そこには、おりあらは直ぐにも都へかえって、今ふたたびの勇ましい姿勢がうかがわれる。しかし、五年たち十年をへても、迎えの使は来ない寂寥のなか、きびしい冬を迎えて、

冬くれば庭のよもぎも霜がれて

朽葉のうへに月ぞさえゆく

おのづからとひがほなりし萩の葉も

かれがれにふく風のさむけさ

冬ごもりさびしさおもふあさなあさな

つまきのみちをうづむ白雪

さながらやほとけに花ををらせまし

しきみの枝につもる白雪

けさみればほとけのあかにつむ花も

いづれなるらむゆきの埋木

とあり、そこには、さびしさ寒さにたえて、み仏を拝まずにはおられぬ後鳥羽院のご心境がうかがわれると共に、さらに源福寺が浄土宗の寺院であったという事から、前に専修念仏を弾圧した上皇が、ここに流され年月を経るにしたがい、かつての念仏停止によって流した人びとの心を痛感し、悲しみの涙にくれながら、お念仏を称えずにはおれなかつたものと思われる。こうした中で上皇は、みずからの人生をみつめて「無常講式」を作られた。そして、この「講式」が後に『存覚法語』に、さらに蓮如の「白骨御文」<sup>⑩</sup>へとなったことは、前に南條文雄先生が『無盡燈』(二四)に発表され、私もまた「主上臣下」の「背法違義 成忿結怨」が『大無量寿経』五悪段の第二悪にもとづき、悲化段を念しての追懐であろうと考え、後鳥羽上皇のことにもふれた事である。<sup>⑪</sup>そして今は、これらの事を通して、親鸞が恒に門徒に「信謗、共に因と為りて、同じく往生浄土の縁を成ず」(『報恩講私記』)と語られたこと。したがって、それは、日蓮が主著の『開目鈔』に「末法に攝受折伏あるべし。所謂悪國・破法の兩國あるべきゆへなり。日本國當世は悪國か破法の國かとするべし」<sup>⑫</sup>として、念仏宗・禅宗の興行をあげて厳しく批判し「日蓮が流罪、今生小苦なればなげかしからず。後生には大樂をうくべければ大に悦し」(同上)と結び「予は日本國の棟梁なり」(『法蓮鈔』)と日蓮を

信せず『法華經』を信じないものを謗法者として非難した。ために、幕府より弾圧をうけ受難の生涯をおくり、それを「法難」として、遅しき日蓮像が語られてきたが、こうした日蓮宗における法難と、専修念仏の弾圧とは、まったく対照的であり、源空・親鸞に関する初期の伝記資料には、かかる「法難」の語は見られない。

以上、親鸞が経験した二つの事件を中心に考察してきたが、こうした恩師を偲んでの悲しみの情は、かつての吉水入室とその時代、源空より受けた厚恩の喜びを想起せずにはおられなかった。すなわち、それは建仁元年における「棄難行劣躡本願」した、いわゆる回心である、誰しも認めるところである。而して今日では、恵信尼の消息によって、二十年間の比叡山生活と訣別して六角堂に百日の參籠を行ない、その九十五日の暁に聖徳太子の文を結んで示現にあずかり、その示現の文によって吉水の禅坊をたずね、源空に値遇したという。そして、この場合、特に「値遇」の語が用いられるのは、『教行証文類』の総序に「弘誓強縁多生<sup>ニ</sup>値<sup>ヒ</sup>」<sup>ニ</sup>「西蕃月支<sup>ノ</sup>聖典、東夏日域<sup>ノ</sup>師釋難<sup>ニ</sup>遇<sup>ニ</sup>今得<sup>ニ</sup>遇<sup>コト</sup>」<sup>ト</sup>と、行巻に『往生要集』より「極難<sup>ニ</sup>値<sup>ニ</sup>遇<sup>シ</sup>如<sup>シ</sup>優曇華<sup>ノ</sup>」の引文に見えるところで、そこに、たゆみなき求道がしのばれる適切な表現といえよう。されば、更に次のごとく続く恵信尼消息に注目しなければならぬ。

又、六かくだうに百日こもらせ給て候けるやうに、又百か日、ふるにもてるにも、いかなるだいな事にもまいりてありしに、たゞごせの事は、よき人にもあしきにも、おなじやうに、しやうじいづべきみちをば、ただ一すぢに おほせられ候しを、うけ給はりさだめて候しかば、しやうにんのわたらせ給はんところには、人はいかにも申せたとひあくだうにわたらせ給べしと申とも、せしやうじやうにもまよひければこそありけめ、とまで思まいらするみなればと、やうく人にの申候し時もおほせ候しなり。

と誌されるが、それは親鸞の晩年、東国より上洛してきた人たち、例えば『歎異抄』第二条に記すごとく「オノノノ十余ヶ国ノサカヒヲコエテ、身命ヲカヘリミスシテ、タツネキタラシメタマフ御コ、ロサシ、ヒトヘニ往生極楽ノミチヲトヒキカンカタメ」(蓮如写本)に訪れた同朋を前に、五十年以上も前の吉水入室のことを述べられる。

ところで『親鸞伝絵』上巻第三段の六角夢想が、建仁元年か建仁三年かの両説あるうち、前に私なりに、その干支によって建仁元年と推考した<sup>⑤</sup>が、もしそうだとすれば、二十九歳の四月五日に四句偈文の夢告をうけ、さらに百日間すなわち夏から初秋にかけて「ふるにもてるにも、いかなるだいな事にも、まいりてありしに」(恵信尼消息)と、一途に聞法された日々が、その消息を通して如実に窺われる。而して、それは三十五歳、吉水解散の時まで、直接の指導にあずかる充実した毎日であった。こうした時期、ちょうど入室して五年目の元久二年(一二〇五)恩恕を蒙って『選択集』を書写し、その四月十四日には、源空みずから「選擇本願念佛集」の内題と「南無阿弥陀佛 往生之業念佛爲本」、さらに「釋綽空」と袖書を書かれた。そして同日、更に師の真影を申し預って図画し、四カ月後の閏七月二十九日には真影に「南無阿弥陀佛」と「若我成佛十方衆生 称我名号下至十聲 若不生者不取正覺 彼佛今現在成佛 當知本誓重願不虛 衆生稱念必得往生」の真文を書いていた<sup>⑥</sup>。この『選択集』と真影の付属について、親鸞は、

涉<sup>リ</sup>年<sup>一</sup>涉<sup>二</sup>日<sup>一</sup>蒙<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>教<sup>ヲ</sup>誨<sup>フ</sup>之人、雖<sup>ニ</sup>千<sup>ニ</sup>萬<sup>一</sup>云<sup>ニ</sup>親<sup>ト</sup>云<sup>ニ</sup>疎<sup>ト</sup>、獲<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>見<sup>ヲ</sup>寫<sup>ス</sup>之徒甚<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>難<sup>シ</sup>、今<sup>レ</sup>既<sup>ニ</sup>書<sup>ニ</sup>寫<sup>シ</sup>製作<sup>ス</sup>圖<sup>ニ</sup>畫<sup>シ</sup>真<sup>ニ</sup>影<sup>ト</sup>、是<sup>レ</sup>專<sup>ニ</sup>念<sup>ス</sup>正<sup>ニ</sup>業<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>德<sup>也</sup>、是<sup>レ</sup>決<sup>シ</sup>定<sup>ス</sup>往<sup>ニ</sup>生<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>微<sup>也</sup>

と書きのせられた。

この年、本師聖人は七十三歳であり、親鸞は三十三歳。数多い門下の中で特に選ばれて付属をうけたことは、よき弟子を得た師源空の喜びでもあったに違いない。まさに、この師匠にして、この弟子ありの芳契が偲ばれる。すなわち、師は正法を説き資はその法を聞く、そこに師資相承の相伝と己証がもとめられる。実は、この伝承について、源空が真影に書かれた「若我成佛」の文、すなわち『往生礼讚』後序の第十八願加減の文について、その真意と相伝に關しては、来年度の『大谷大学研究年報』にまとめたので詳述することを略するが、その相伝を通して親鸞によって己証されたものは『教行証文類』に別序をもうけて明らかにされる、如来選択の願心より發起する他力の信心であり、

この信心を中心に大悲回向より真実教が開顕される。

したがって、親鸞における回向論は、真宗教学史の上で最も重要な課題であり、これまで先学によって詳細にわたって研究されてきたので、それを参照しながら、特に親鸞の求道聞法の視点より、目下その史料を渉獵している。その中で気づいた点を若干あげてみたい。

その一つは、親鸞が『浄土論』と『論註』にもとづいて回向論を主唱するのは、すでに源空が「正明三往生浄土之教」(『選択集』一・教相章)として「三経一論」をかかけ、天親の『往生論』(『浄土論』)をあげていること。

その二としては、吉水時代の集記と推定される『観無量寿経註』に『論註』の「諸佛如來是法界身」(『観経』第八・像観)釈が記載されていること。

その三は「親鸞」の諱について、それが元久二年、源空が真影の銘を書くにあたり、「依三夢告改三禪空字」同日以御筆一令書三名字畢」とした名前は、存覚の『六要鈔』によれば「善信」であり、それが「假名」として後に実名を「親鸞」と称したという註釈より、吉水時代、善信につづいて親鸞の実名をつけていたものかとも推測される。

さらに、「唯除五逆誹謗正法」の抑止の文について、源空は説法の立場から右の八字をはずし、戒師として敬われつつ、専修念仏の勸進に生涯をつくした。これに対して親鸞は、あくまで聞法に徹して、五逆・誹法の中に自らをみつめ、それゆえ「他力ヲタノミタテマツル悪人、モトモ往生ノ正因ナリ、ヨテ善人タニコソ往生スレ、マシテ悪人ハ」(『歎異抄』第三条)と述べられたことは、師の源空が「罪八十悪五逆ノモノムマルト信シテ、少罪オモオカサントオモフヘシ、罪人ナホムマル、イハムヤ善人オヤ」(『西方指南抄』下末)と申されたのと、ティピカルな対照を示しているが、しかし、これもまた『散善義』三心釈における「欲明一切衆生身口意業所修解行必須眞實心中作」「不得外現賢善精進之相内懷虚假」「所施爲趣求」などの訓点をめぐる問題<sup>17</sup>ともかかわって、『無量寿経』を真実教として、本願成就文に立って聞法する時、おのずからに新たななる己証の表現がなされねばならない。こうした点において、源空より

親鸞への相承は、ふるく『荀子』の勸学篇に、「學不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>已、青出<sub>三</sub>於<sub>二</sub>藍、而勝<sub>三</sub>於<sub>二</sub>藍<sub>一</sub>」より、すなわち一般に「青は藍より出でて藍より青く」という言葉にも相応することを申し添えたい。

註① 同朋舎出版『同朋』八四の「日本仏教の分水嶺」

- ② 『親鸞聖人真蹟集成』第五卷四三七～八頁。
- ③ 『御文』二帖目第一五通。
- ④ 『親鸞聖人真蹟集成』第五卷三二三～四頁。
- ⑤ 『大法炬陀羅尼經』卷第四（『大正藏』二二一六七七頁上）
- ⑥ 『法然上人行狀絵図』第三十三卷。
- ⑦ 『西方指南抄』中末（『親鸞聖人真蹟集成』第五卷四〇五頁）
- ⑧ 『昭和定本・日蓮聖人遺文』第一卷四〇頁。
- ⑨ 『真宗聖教全書』三一八一頁。
- ⑩ 『御文』五帖目第一六通。
- ⑪ 『真宗教学史の研究』一一二八一～五頁。
- ⑫ 『昭和定本・日蓮聖人遺文』一一六〇六頁。
- ⑬ 『昭和定本・日蓮聖人遺文』一一六〇九頁。
- ⑭ 『昭和定本・日蓮聖人遺文』一一九五四頁。
- ⑮ 『真宗成立史の研究』六四～六頁。
- ⑯ 『親鸞聖人真蹟集成』六一七二二頁。
- ⑰ 訓点をめぐる問題については、河田光夫氏の「親鸞の思想形成における漢文作品の位置」上・中・下（『岩波文学』三九卷七・八・一〇）に有益な論考があり、たいへん参考となった。

（本論文は、昭和六十年十月二十三日の真宗学大会で発表した要旨を、まとめたものである）